

社会福祉法人浜田市社会福祉協議会役員等の報酬、費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び部会、委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償の支給並びに常勤役員の給料その他の給与及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいい、理事は常務理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条及び第7条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 部会、委員会委員とは、本会の規則、規程等に基づき本会が委嘱した者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 本会は、前条の役員等に職務執行の対価として別表第1のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員に給料、通勤手当及び期末手当を支給する。
- 3 常勤役員の給料月額については、200,000円を支給する。
ただし、事務局長を兼務する場合は、給与月額の100分の8を加算する。
- 4 第2項に定める通勤手当については、本会の給与規程に準じ支給し、期末手当は6月1日及び12月1日を基準日として、給料月額に100分の100を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給する。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬、給料及び通勤手当は毎月支給する。ただし、日額による報酬は、その事実があった日以後において支給する。

(費用弁償等)

第5条 第1条に規定する役員等、本会の依頼を受けた者及び常勤役員が、その職務を行うために旅行をしたときは、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会旅費支給規程に基づいて費用を弁償又は旅費を支給する。

2 社会福祉法人浜田市社会福祉協議会が招集した会議に出席した者に対しては、別表第2のとおり費用を弁償する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、役員等、本会の依頼を受けた者の報酬及び費用弁償並びに常勤役員の給与及び旅費に関して必要な事項は会長が別に定める。

(変更等)

第7条 この規則の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

この規則は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係) 報酬額

区 分	報 酬 額
会長	月 額 (週12時間) 100,000円
理事 (理事たる副会長を含む) 、 監事、評議員、部会及び委員会の委員	日 額 3,000円

別表第2 (第3条関係) 費用弁償 (市内車賃定額表<往復>)

区 分	各地区開催会議への出席に伴う車賃 (費用弁償<往復>)				
	本 所	金城支所	旭 支所	弥栄支所	三隅支所
浜田地区に 住所を持つ役員等	500円	1,000円	1,800円	1,800円	1,500円
金城地区に 住所を持つ役員等	1,000円	500円	1,000円	1,000円	1,800円
旭 地区に 住所を持つ役員等	1,800円	1,000円	500円	1,500円	2,000円
弥栄地区に 住所を持つ役員等	1,800円	1,000円	1,500円	500円	1,000円
三隅地区に 住所を持つ役員等	1,500円	1,800円	2,000円	1,000円	500円

※ 本会職員等が運転する公用車乗車にて会議等への出席を行った場合は車賃を支給しない。

※ 乗合バス・JRで会議等への出席の場合は、合理的な方法による運賃額を実費支給する。